

品川区心身障害者福祉タクシー事業実施要綱

| | | | |
|----|-------------------|----------|-----------|
| 制定 | 昭和 55 年 4 月 1 日 | 区長決定 | 要綱第 140 号 |
| 改正 | 平成 12 年 2 月 29 日 | 要綱第 7 号 | |
| 改正 | 平成 13 年 2 月 6 日 | 要綱第 10 号 | |
| 改正 | 平成 14 年 3 月 25 日 | 要綱第 26 号 | |
| 改正 | 平成 15 年 4 月 1 日 | 要綱第 25 号 | |
| 改正 | 平成 20 年 3 月 31 日 | 要綱第 48 号 | |
| 改正 | 平成 21 年 3 月 25 日 | 部長決定 | 要綱第 287 号 |
| 改正 | 平成 27 年 3 月 31 日 | 区長決定 | 要綱第 368 号 |
| 改正 | 平成 27 年 12 月 28 日 | 区長決定 | 要綱第 543 号 |
| 改正 | 平成 29 年 6 月 8 日 | 部長決定 | 要綱第 99 号 |
| 改正 | 平成 30 年 3 月 5 日 | 区長決定 | 要綱第 28 号 |
| 改正 | 平成 31 年 2 月 1 日 | 部長決定 | 要綱第 162 号 |

(目的)

第 1 条 この要綱は、外出困難な心身障害者に対し、心身障害者福祉タクシー（以下「福祉タクシー」という。）を提供することにより、外出の機会の供与および生活圏の拡大を図り、もって心身障害者の福祉の増強に資することを目的とする。

(対象者)

第 2 条 福祉タクシーを利用できる者は、次に掲げる要件を備えているものとする。

(1) 区内に住所を有すること。

(2) 障害の程度が、①から④のいずれかに該当すること。

①身体障害者手帳の交付を受け、肢体不自由であって下肢機能もしくは体幹機能に係る障害または脳原性運動機能障害のうち移動機能障害について、障害の程度が 3 級以上の者。

②身体障害者手帳の交付を受け、視覚障害の程度が 2 級以上の者。

③身体障害者手帳の交付を受け、内部障害の程度が 1 級の者。

④東京都愛の手帳の交付を受け、障害の程度が 2 度以上の者。

(3) 品川区心身障害者自動車燃料費助成事業実施要綱に基づく自動車燃料費助成券（以下「助成券」という。）の交付を受けていないこと。

(利用券)

第 3 条 区長は、本事業を効果的に実施するため、福祉タクシーの乗車料金の一部を助成するものとし、対象者に次に定める福祉タクシー利用券（第 1 号様式。以下「利用券」という。）を交付する。

2 利用券の種類は、500 円券と 100 円券とする。

3 利用券の交付枚数は、別表第 1 に掲げる申請月の区分に応じ、同表に定めるとおりとする。

4 利用券の有効期間は、当該利用券を発行した日の属する年度内とする。

(利用券の交付等)

- 第4条 利用券の交付を受けようとする者は、福祉タクシー利用券交付申請書（第2号様式）を提出するとともに、身体障害者手帳または東京都愛の手帳を提示して区長に申請するものとする。
- 2 区長は、前項の規定により申請をした者について、利用券を交付することが適当と認めるときは、利用券を交付するものとする。
 - 3 区長は、前2項の規定にかかわらず、前年度に利用券を交付した者については、当該年度の当初に第1項に規定する申請があったものとみなし、第2条に規定する要件を調査し、該当することを確認したときは、利用券を交付するものとする。この場合においては、郵送により交付することができる。
 - 4 新たに身体障害者手帳もしくは東京都愛の手帳を取得しまたは品川区に転入することにより対象者としての要件を備えることとなった者が利用券の交付を希望する場合は、身体障害者手帳または東京都愛の手帳の交付申請または住所変更の手続をもって第1項に規定する申請に代えることができる。この場合において、区長は、福祉タクシー利用券・自動車燃料費助成券引換券（第3号様式）を交付し、利用券の交付状況を利用券の交付を受けた者（以下「利用対象者」という。）の身体障害者手帳または東京都愛の手帳に記録するものとする。
 - 5 区長は、利用対象者が助成券の交付を希望する場合においては、既に交付された利用券を返却することにより、当該年度内1回に限り、交換するものとする。この場合に交付する助成券の枚数は、別表第2に掲げる返却した利用券の券面額の区分に応じ、同表に定めるとおりとする。

(利用の方法)

- 第5条 福祉タクシーは、第7条に規定する福祉タクシーの供給に関する業務を受託したタクシー業者に属するタクシーとし、その利用は、次に定める方法による。
- (1) 利用対象者は、福祉タクシーに乗車する場合、利用券を運転手に渡すこと。
 - (2) タクシー料金と利用券の券面額との差額は、利用者が負担すること。
 - (3) 福祉タクシーの利用地域は、タクシー業者の営業区域内とすること。

(資格の消滅および利用券の返還)

- 第6条 利用対象者が死亡したときまたは第2条に掲げる要件に該当しなくなったときは、福祉タクシーの利用資格は消滅する。この場合において、区長は、未使用の利用券があるときは速やかに返還させるものとする。

(業務の委託)

- 第7条 区長は、この事業の目的を達成するため、次に掲げる業務について、当該各号に定める者に委託する。
- (1) 福祉タクシーの供給に関する業務 別に定めるタクシー業者
 - (2) 利用券の交付および次条に規定する前号のタクシー業者に対する費用の支払に関する業務 (福) 品川区社会福祉協議会

(委託料)

第8条 区長は、前条第1号に規定する業務の委託に要する費用として、タクシー業者が回収した利用券1枚につき、券面額および事務手数料として券面額の3パーセント相当額を当該タクシー業者に支払うものとする。

(不正使用の禁止)

第9条 利用対象者は、利用券を不正に使用し、または他人に譲渡してはならない。

2 区長は、利用対象者が前項の規定に違反したときは、利用券の交付の決定を取り消すものとする。

3 区長は、前項の規定により利用券の交付決定を取り消した場合は、利用券の返還を命ずるものとし、次年度以降の利用券および助成券を交付しないことができる。

4 区長は、利用対象者が第1項の規定に違反したときは、当該利用対象者から助成額の全部または一部を返還させることができる。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は福祉部長が定める。

付 則

この要綱は、昭和55年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、昭和56年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、昭和57年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、昭和59年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、昭和60年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成元年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成3年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成9年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成10年4月1日から施行する

付 則

この要綱は、平成12年4月1日から施行する

付 則

この要綱は、平成13年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成14年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成15年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成20年4月1日から適用する。

付 則

この要綱は、平成21年4月1日から適用する。

付 則

この要綱は、平成27年4月1日から適用する。

付 則

この要綱は、平成28年1月1日から適用する。

付 則

この要綱は、平成29年7月1日から適用する。

付 則

この要綱は、平成30年4月1日から適用する。

付 則

この要綱は、平成31年2月1日から適用する。

別表第 1

| 申請月 | 4月 | 5月 | 6月 | 7月 | 8月 | 9月 | 10月 | 11月 | 12月 | 1月 | 2月 | 3月 |
|-------|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|----|
| 500円券 | 72枚 | 66枚 | 60枚 | 54枚 | 48枚 | 42枚 | 36枚 | 30枚 | 24枚 | 18枚 | 12枚 | 6枚 |
| 100円券 | 60枚 | 55枚 | 50枚 | 45枚 | 40枚 | 35枚 | 30枚 | 25枚 | 20枚 | 15枚 | 10枚 | 5枚 |

別表第 2

| | | | | | | | |
|-----------------|----------|----------------------|-----------------------|------------------------|------------------------|------------------------|------------------------|
| 返却した利用券の 券面額 | 3,500円未満 | 3,500円以上 7,000円未満 | 7,000円以上 10,500円未満 | 10,500円以上 14,000円未満 | 14,000円以上 17,500円未満 | 17,500円以上 21,000円未満 | 21,000円以上 24,500円未満 |
| 交換する助成券の 枚数 | 交換不可 | 6枚 | 12枚 | 18枚 | 24枚 | 30枚 | 36枚 |

| | | | | | | |
|-----------------|------------------------|------------------------|------------------------|------------------------|------------------------|---------|
| 返却した利用券の 券面額 | 24,500円以上 28,000円未満 | 28,000円以上 31,500円未満 | 31,500円以上 35,000円未満 | 35,000円以上 38,500円未満 | 38,500円以上 42,000円未満 | 42,000円 |
| 交換する助成券の 枚数 | 42枚 | 48枚 | 54枚 | 60枚 | 66枚 | 72枚 |

第1号様式（第3条関係）

利用券の表紙

（表）

| | | |
|---------------------|-----------|---------|
| 年度 | | |
| 品川区福祉タクシー利用券 | | |
| （ヵ月分） | | |
| 500円券 | 枚（1ヵ月 6枚） | 有効期間 |
| 100円券 | 枚（1ヵ月 5枚） | 年 月 日から |
| | | 年 月 日まで |

（裏）

| |
|------------|
| 無線タクシーの申込は |
| |

| |
|---|
| <p style="font-size: 24px; margin: 0;">年度</p> <p style="font-size: 24px; margin: 0;">品川区</p> <p style="font-size: 24px; margin: 10px 0;">福祉タクシー利用券</p> <p style="font-size: 36px; margin: 0;">¥ 5 0 0</p> <p style="font-size: 24px; margin: 0;">年 月 日まで有効</p> <p style="font-size: 14px; margin-top: 10px;">※ご使用にあたっては、裏面の注 意事項を必ずお読みください。</p> <div style="display: flex; justify-content: space-between; margin-top: 20px;"> <div style="width: 60%;"> <p>有効期間</p> <p>年 月 日から</p> <p>年 月 日まで</p> </div> <div style="width: 35%; text-align: center;"> <p>品川区長</p> <div style="border: 1px solid black; width: 80px; height: 60px; margin: 0 auto;"></div> </div> </div> |
|---|

| |
|---|
| <p style="font-size: 24px; margin: 0;">年度</p> <p style="font-size: 24px; margin: 0;">品川区</p> <p style="font-size: 24px; margin: 10px 0;">福祉タクシー利用券</p> <p style="font-size: 36px; margin: 0;">¥ 1 0 0</p> <p style="font-size: 24px; margin: 0;">年 月 日まで有効</p> <p style="font-size: 14px; margin-top: 10px;">※ご使用にあたっては、裏面の注 意事項を必ずお読みください。</p> <div style="display: flex; justify-content: space-between; margin-top: 20px;"> <div style="width: 60%;"> <p>有効期間</p> <p>年 月 日から</p> <p>年 月 日まで</p> </div> <div style="width: 35%; text-align: center;"> <p>品川区長</p> <div style="border: 1px solid black; width: 80px; height: 60px; margin: 0 auto;"></div> </div> </div> |
|---|

| | | | | | |
|---|---|-------|-------|----------|------|
| <p>利用上の注意</p> <ul style="list-style-type: none"> ・この券は、冊子の最終ページに記載されている会社で使用できます。 ・この券は、1回の乗車で何枚でも使用できます。 ・この券では、釣銭を受け取ることはできません。 券の合算額とメーター料金との差額は現金でお支払ください。 ・利用できる地域は、東京 23 区内・三鷹市・武蔵野市です。 ・この券は、他人に貸したり、譲渡することはできません。 ・この券は、障害者がタクシーを利用する場合にのみ使用できます。 ・有効期間が過ぎたり、区外へ転出したときは、残りの券をお返しくください。 | <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-bottom: 10px;"> <tr><td style="text-align: center; padding: 2px;">乗車年月日</td></tr> <tr><td style="text-align: center; padding: 2px;">年 月 日</td></tr> <tr><td style="text-align: center; padding: 2px;">組合名（会社名）</td></tr> <tr><td style="text-align: center; padding: 2px;">乗務員名</td></tr> </table> <p>事務取り扱い・問い合わせ 品川区社会福祉協議会 TEL 5718-7171</p> | 乗車年月日 | 年 月 日 | 組合名（会社名） | 乗務員名 |
| 乗車年月日 | | | | | |
| 年 月 日 | | | | | |
| 組合名（会社名） | | | | | |
| 乗務員名 | | | | | |

品川区福祉

品川区福祉タクシー利用券交付申請書

年 月 日

品川区長 あて

次のとおり福祉タクシー利用券の交付を申請します。

新規・更新

| | | | | |
|-----|------|--|-----------------------------|-------|
| 障害者 | 住 所 | 品川区 丁目 番 号 電話 () | | |
| | 氏 名 | | 生年月日 | 年 月 日 |
| | 手帳区分 | 1. 下 肢 ・ 体 幹 2. 視 覚 障 害 3. 内 部 障 害 4. 東 京 都 愛 の 手 帳 | 1～3級 1・2級 1 級 1・2度 | 受領印 |

(障害者が20歳未満の場合はご記入ください。)

| | | | | |
|-------|-----|-----------------|---------|-----|
| 扶養義務者 | 住 所 | 区 丁目 番 号 市 町 | | 受領印 |
| | 氏 名 | | 障害者との関係 | |

申請者 (障害者または扶養義務者と同じ場合は記入不要です。)

氏 名 (障害者との関係) (受領印)

住 所 電 話

品川区福祉タクシー利用券・自動車燃料費助成券 引換券

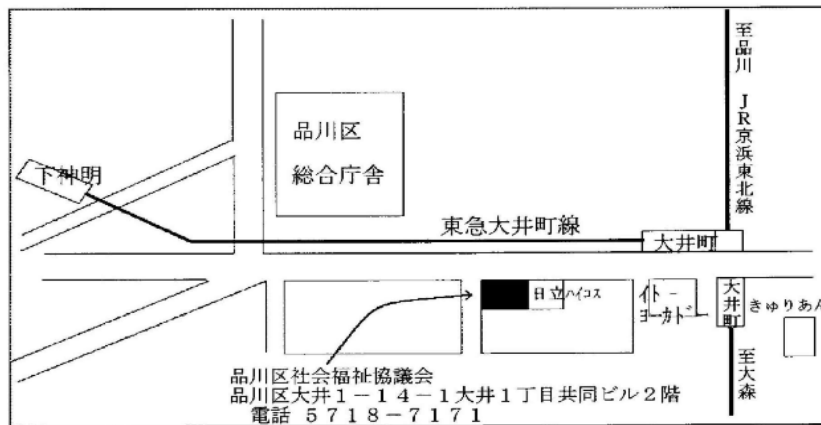
| | | | | |
|-----|------|---|------|--|
| 障害者 | 住所 | 電話 () | | |
| | 氏名 | | 生年月日 | |
| | 手帳区分 | 1. 下肢・体幹機能障害 1～3級 2. 視覚障害 1・2級 3. 内部障害 1級 4. 愛の手帳 1・2度 | | |

| | | | | |
|-----|----|-------------|---------|--|
| 申請者 | 住所 | 電話 () | | |
| | 氏名 | | 障害者との関係 | |

※この券に必要な事項を記入のうえ、障害者手帳または愛の手帳と一緒に品川区社会福祉協議会へ渡してください。

(注) この券は再発行いたしませんのでご注意ください。

品川区社会福祉協議会案内図



| |
|-------------|
| 受付印（障害者福祉課） |
| |

| |
|--------------|
| 受付印（社会福祉協議会） |
| |